隠岐の島町木質ペレット熱利用設備設置事業補助金

＜留意事項＞

１．手続き方法　 　　は町が行う事務

　（1）補助金交付申請書（様式第１号）の提出・・・**工事着工前に提出すること**

（2）補助金の交付決定通知 （様式第３号）

（3）ストーブ・ボイラーの設置工事・・・・・・・**2月末日までに完了すること**

　（4）実績報告書（様式第６号）の提出

　（5）補助金の交付確定通知　（様式第７号）

（6）補助金交付請求書（様式第８号）の提出

　（7）補助金の交付（申請者の金融機関口座へ振込）

２．**補助金交付申請書（様式第１号）**添付書類（抜粋）

□　補助対象機器の導入に係る内訳が明記された見積書の写し

□　補助対象機器を設置する住宅等の位置図

□　補助対象機器を設置する場所の見取図（屋内の設置状況および周囲の建物等と煙突の位　置関係（距離および高さ）が明示されたもの）

□　補助対象機器の仕様が確認できるカタログその他の書類の写し

□　個人の場合、住民票の写し、町税の滞納がない旨の証明書

□　法人の場合、法人町民税、事業所税及び固定資産税の納税証明書

□　その他町長が必要と認める書類

・**工事着手前の現況カラー写真**

３．**実績報告書（様式第６号）**添付書類（抜粋）

□　補助対象機器の設置に係る支払を証明する書類の写し（領収書）

□　工事確認書（別紙1）

□ その他町長が必要と認める書類

**・工事完了後のカラー写真**

【問合せ先】

担　当：隠岐の島町環境課エネルギー対策室

所在地：〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電　話：08512-2-8565 FAX：08512-2-4050